令和３年（行タ）第２号　執行停止申立事件

（本案　大阪高等裁判所令和３年（行コ）第４号　発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件）

決　　定

当事者　別紙１当事者目録記載のとおり

主　　文

１　申立人らの申立てをいずれも却下する。

２　申立費用は申立人らの負担とする。

理　　由

第１　申立ての趣旨

相手方の処分行政庁原子力規制委員会が平成２９年５月２４日付けで申立外関西電力株式会社に対してした大飯発電所３号機及び４号機に係る発電用原子炉の設置変更許可の効力を、大阪地方裁判所平成２４年（行ウ）第１１７号事件の令和２年１２月４日付判決に対する相手方控訴に係る上級審の判決が確定するまで停止する。

第２　事案の概要等

１　申立人ら（福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県に居住する者）は、原子力規制委員会が平成２９年５月２４日付けで申立外関西電力株式会社（本案控訴人（一審被告）参加人）に対してした大飯発電所３号機及び４号機に係る発電用原子炉の設置変更許可（以下「本件処分」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（ただし、平成２９年法律第１５号による改正前のもの）４３条の３の８第２項において準用する４３条の３の６第１項３号、４号に反し違法である旨主張して、その取消しを求める訴え（大阪地方裁判所平成２４年（行ウ）第１１７号　発電所運転停止命令義務付け請求事件）を提起した。

上記本件処分の取消しの訴えにつき、第１審が申立人らの請求を認容して本

件処分を取り消したところ、相手方が控訴した（大阪高等裁判所令和３年（行コ）第４号）。

本件申立ては、上記本件処分の取消しの訴えを本案事件として、申立人らが行訴法２５条２項に基づき、本案事件の相手方控訴に係る上級審の判決が確定するまで、本件処分の効力の停止を求めた事案である。

２　申立ての理由は、別紙２の「申立ての理由」に記載のとおりである。

第３　当裁判所の判断

一件記録によれば、本案事件の控訴裁判所が、令和８年５月２８日、本件処分を取り消した原審の判断を取り消して、本件処分の取消しを求める申立人らの請求をいずれも棄却する判決を言い渡したことが認められるところ、同判決が確定したことは当裁判所に顕著である。

行訴法に基づく執行停止の決定が、「処分の取消しの訴えの提起があった場合において」することができるとされ（行訴法２５条２項）、「本案について理由がないとみえるときは」することができないとされている（同法２５条４項）ことに鑑みると、執行停止申立ての要件として、本案事件が適法なものとして係属していることが必要であると解される。

そうすると、既に、処分の取消しを求める本案事件で請求棄却判決がされ、同判決が確定した本件においては、申立人らの申立ては、上記の本案事件の適法な係属の要件を欠き、不適法となったものというべきである。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件申立てはいずれも不適法なものとしてこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和８年６月２２日

大阪高等裁判所第６民事部

裁判長裁判官　　川　　畑　　正　　文

裁判官　　山　　田　　智　　子

裁判官　　炭　　村　　　　啓